

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第1部門第2区分
【発行日】平成25年4月25日(2013.4.25)

【公表番号】特表2012-520126(P2012-520126A)
【公表日】平成24年9月6日(2012.9.6)
【年通号数】公開・登録公報2012-035
【出願番号】特願2011-554096(P2011-554096)
【国際特許分類】

A 6 1 L 29/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 L 29/00 R

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月5日(2013.3.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

医療用カテーテルを製造する方法であって、
ベース材料にニトロプルシドを含浸する工程；
前記ベース材料から医療用カテーテルを形成する工程；および
前記医療用カテーテルを抗菌剤で被覆する工程
を含む、前記方法。

【請求項2】

ベース材料にニトロプルシドナトリウムを含浸する工程を更に含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

医療用カテーテルを銀で被覆する工程を更に含む、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

医療用カテーテルを銀のナノ・スケール粒子で被覆する工程を更に含む、請求項3に記載の方法。

【請求項5】

医療用カテーテルをクロルヘキシジン塩基および/またはその医薬的に許容され得る塩で被覆する工程を更に含む、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

医療用カテーテルをクロルヘキシジン二酢酸塩で被覆する工程を更に含む、請求項5に記載の方法。

【請求項7】

医療用カテーテルをクロルヘキシジンドデカン酸塩で被覆する工程を更に含む、請求項5に記載の方法。

【請求項8】

医療用カテーテルをクロルヘキシジンパルミチン酸塩で被覆する工程を更に含む、請求項5に記載の方法。

【請求項9】

ベース材料に抗菌性色素を含浸する工程を更に含む、請求項1に記載の方法。

【請求項10】

抗菌性色素が、ゲンチアナバイオレット、メチルバイオレット、プリリアントグリーン、及びメチレンブルーの1つ以上を含む、請求項9に記載の方法。

【請求項11】

医療用カテーテルを抗生剤で被覆する工程を更に含む、請求項1に記載の方法。

【請求項12】

抗生剤が、リファンピンを含む、請求項11に記載の方法。

【請求項13】

ベース材料から管状構造を形成する工程を更に含む、請求項1に記載の方法。

【請求項14】

ベース材料が、ポリマーである、請求項1に記載の方法。

【請求項15】

ベース材料が、ポリウレタンである、請求項14に記載の方法。

【請求項16】

医療用カテーテルを製造する方法であって、
ベース材料とニトロプルシッドと抗生剤を混合する工程、
前記混合物を溶融処理し、かつ押し出して前記医療用カテーテルを製造する工程
を含むことを特徴とする方法。

【請求項17】

前記ベース材料と銀を混合する工程を更に含む請求項16記載の方法。

【請求項18】

前記ベース材料と銀のナノ・スケール粒子を混合する工程を更に含む請求項17記載の方法。

【請求項19】

前記ベース材料とクロルヘキシジン塩基及び/又はその医薬的に許容され得る塩及びゲンチアナバイオレット、メチルバイオレット、プリリアントグリーン、及びメチレンブルーの1つ以上を含む抗菌性色素を混合する工程を更に含む請求項1記載の方法。

【請求項20】

前記ベース材料とクロルヘキシジンジパルミテートとゲンチアナバイオレットを混合する工程を更に含む請求項19に記載の方法。